



品川葵(葵ちゃん)

（一社）品川青色申告会期待のホープ。来年はダイエットする予定。



品川空(ソラちゃん)

・葵ちゃんの妹。

姉とは仲良しな、しっかり者。来年は出番を増やしたい。



先輩：葵ちゃんの教育係。過去は伝説のヤンキー鬼姫と呼ばれ、現在は品川の般若と呼ばれています！？来年は…

一般社団法人 品川青色申告会 会報

ホームページのQRコードです。

(一社)

青色ニュース

11月号

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。



最新の会報はHPから閲覧可(毎月上旬更新)
<http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

「確定申告のお知らせ」送付について

国税庁が、電子申告によるペーパーレス化を推奨しているため、毎年、電子申告でなく書面で確定申告書を提出されていた方にも、前回平成29年分の確定申告から、確定申告書に代えて、「確定申告のお知らせ(2面参照)」が送付されています。したがって、確定申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等が送付されませんので、来月号の会報に同封予定の下書き用紙をご利用頂くか、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

なお、用紙類については、1月以降に税務署窓口や(一社)品川青色申告会において備え付けの予定です。そちらもご利用ください。

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているハガキ又は通知書をいいます。

会員の皆様へ

事務局からのお願い

毎年の確定申告期につきまして会員の皆様にお待ち頂く時間を少しでも減らし、ご迷惑が掛からないよう検討致しました。そこで事務局から皆様へお願ひがござります。特に【仮決算・申告】や【事前相談】を行う事で、本番の決算・申告サポート時のお時間が大幅に減少できるはずです！

【詳細は2面をご覧下さい】

【仮決算・申告とは？】

1. 来月号同封の下書き用紙に数字を記載して下さい。
(確定していない部分は空白で構いません。また日中の連絡先もご記入下さい)
2. 品川青色申告会に平成31年1月16日(水)までに提出して下さい。
3. 本番のサポート日までに頂いた数字を事務局のシステムに事前入力しておきます。
4. 職員のデータ入力する時間が省略出来る為、サポート本番における時間が短縮できます。

お協力を
致します

下書き用紙は今年も届かない？

今年も届かない？

なぜなの？わたしに

【衝撃】

下書き用紙は…

【なぜなの？わたしに】

【衝撃】

下書き用紙は今年も届かない！?

迫る恐怖！

消費税改正

キーポイント！

65万円控除を本気で目指すなら青年部へ入部が超お勧め！

「青年部入部特典」

「税法勉強会」

「フローチャートで簡単確認

9面

3・4面

会員バス旅行～了～

あの時のアナタ…大切な記憶

【JAXA筑波宇宙センターの旅】

7面

今月の青色ニュースは…

～決算・申告予備知識特集～

1・2面

重要項目

忘れたらアカンで！**奇跡のカーニバル**
『青色祭り』開幕だつ！！7・10面
青色プレゼント
やがて訪れる死を考える**衝撃の告発★第一弾**
ついに明かされた…
事務局職員の本音

4面 8面 1・2面

確定申告のお知らせについて(1面のつづき)

【例外】

平成30年新規開業者等に関しては、確定申告のお知らせではなく、今回の確定申告書が送られてくる予定です。
(注)税務署へ開業届の提出を行った等の条件で、1月20日以降順次発送予定です。

【原則】

左記以外の会員の方は
「確定申告のお知らせ」が
1月20日以降順次発送予定

振替納税登録済みの方



ハガキが届きます



ハガキは糊付けされています
ので上記の様に開けます！

振替納税未登録の方



封書が届きます



お知らせの用紙や
納付書等が同封
されています！

平成30年分「確定申告のお知らせ」等は、来年1月20日以降に順次発送予定です。
こちらの案内がなくても決算・申告サポートを行えますが、お持ちいただくことでより
スムーズにサポートが受けられますので、ご持参下さい。
※1月中にサポートを受ける方は、お知らせが間に合わない可能性がございますが、
サポートは受けられますのでご安心下さい。
※発送予定日は10月末時点での予定となり、前後する可能性がございます。

来月号の会報に同封予定の下書き用決算書・確定申告書をご活用下さい！ そ。こ。で。事務局からのお願いです!!

《お願い①：仮決算・申告のお願い》

来月号に同封予定の「下書き用決算書・確定申告書」へ平成30年分の売上や各種経費等の集計結果を記入し、仮決算・申告を行いませんか？下書き用紙を平成31年1月16日(水)までに事務局へお持ち頂くか、郵送、又はFAXにて提出※して頂く事で、本番当日はデータが入力されている状態でサポートが開始出来ます！大変スムーズにサポートが行え、時間も大幅に短縮！なお、下書きの記載項目は確定している数字の項目のみでOKです！1人でも多くの提出をお願い致します。
※ 郵送又はFAXによる提出の場合、到着後に確認のご連絡を致しますので、日中の連絡先もご記入下さい。
【ポイント】確定していない項目や変動があった項目は本番当日に修正可能です！

仮
決
算
チ
ラ
シ
は
い
る
の
要
す
い
い



《お願い②：事前相談のお願い》

下書き用決算書・確定申告書の作成(仮決算・申告)にあたり、疑問点や不明点がある方は、事務局まで来局、自習室のご利用及び電話でのご相談等、積極的なご利用をお願いします。

【例えば…】

- ★車を買い替えたんだけど…記帳方法は？
 - ★11月分の家賃が店子からもらえないんだけど？
 - ★今年の減価償却はいくら計上？
 - ★金額が大きい修繕をしたんだけど？ 等々
- 会計ソフトを利用されている方はもちろん、不動産所得のみの方でも、1人でも多くの事前相談をお願い致します。

時
間
が
ま
い
の
せ
一
事
務
局
か
ら
の
お
願
い
は
じ
ま
す



《お願い③：1時間ルールのお願い》

2月1日～3月12日までの期間における決算・申告サポートは完全予約制となります。その際のサポート時間は1人1時間です。今年度はこの1時間ルールをより徹底致します！徹底する事により従来よりも正確な予約時間でお呼びする事が可能となります。
なお、サポート時間が1時間を過ぎた方は、次の予約を取って頂きます。1回で提出ができるよう事前相談、仮決算・申告の提出をお願い致します。

今
い
た
い
て
な
ぜ
か
ら
せ



スムーズな確定申告期の運営にあたり、事務局職員の更なる向上は当然ですが、会員の皆様のご協力が必要不可欠です。ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

一時間過ぎたら強制終了！
仮決算・申告、事前相談に
ご協力を！



仮決算・申告をしないと、当日時間が掛かりますよ…1月16日までに下書きをお持ち下さい！

特殊請求はサポートに時間が掛かります…事前相談を…

65万円控除への道

1、どれだけ税額が変化するか
職員に聞いてみるべし！

具体的な数字を
聞くことで
やる気UP！



2、やる気になったら簿記
教室で基本を知るべし！

基本を知れば、
後の伸びが
違います！



3、会計ソフト教室で
シンプル操作を体験すべし！

やればわかる！
記帳って
意外と簡単！



4、鉄は熱いうちに打て！！
勢いに任せて会計ソフトを
導入すべし！

職員がサポートするので安心！



5、個別記帳相談会で職員に
聞きまくるべし！

遠慮せずに
何度も
聞いて下さい！



65万円控除を目指す方へ

(一社)品川青色申告会では、
青色申告特別控除65万円控除の
適用を受ける為のサポートを
各種行っています！



11月の開催予定

65万円控除ってなあに？

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から最高65万円又は10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

65万円の青色申告特別控除って？

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようにになっています。

- (1)不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2)これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。
- (3)上記(2)の記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(注) 不動産所得のみの方は、事業的規模が65万円控除の要件になります。
また、現金主義を選択している方についても、65万円控除を受ける
ことができません。詳細はお問い合わせ下さい。

青色申告特別控除は何に影響するの？

所得税、住民税、社会保険料(国民健康保険料など)に影響してきます！

その為、10万円控除と65万円控除の適用の違いは支出する金額に大きく
影響を与えます！

～例えば、年齢45歳で課税総所得金額が300万円の場合～

⇒所得税、住民税、国民健康保険料等に影響しますので…

10万円控除に比較し、少なく見積もっても15万円以上支出が抑えられます！

会計ソフト教室

会計ソフトを使用すれば、
記帳の負担が大幅に減少！
まずは体験しましょう！

ブルーエイト

シンプルな会計ソフトです！
記帳に必要な機能に絞り、
分かりやすさを追求しました。
(一社)品川青色申告会における
会計ソフト利用率No.1です！
※月額レンタル料700円。

個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)

記帳方法の疑問点を個別でご説明！
会員の方は無料で、何回でもOK。
簡易帳簿の方もお気軽にどうぞ！

簿記教室

税法も考慮した、より実践的な学習を行います。学習
経験が無い方、大歓迎！
※2日間で基礎を学びます。

自習室

会議室を開放しております！申告会で記帳しませんか？
分からぬ事は直ぐに職員へ確認できます！
使用可能日等、ご利用希望の方はお問い合わせ下さい。

| 日 程 | 時 間 | 料 金 | 申込み |
|----------------------|---|--------|---|
| 個別記帳相談会 (帳簿の健康診断) | 11/12(月)～16(金) 各日とも 9:30～11:00 13:00～16:00 | 無 料 | 予約不要 ※左記以外の日程は 長時間お待ち頂く 場合があります。 |
| 簿記教室 (全2回) | 1回目：11/28(水) 2回目：11/29(木) 各日とも 13:30～16:30 | 1,000円 | 品川青色申告会に お申込み下さい。 ※当日は筆記用具、 電卓、受講料を お持ち下さい。 ※今年最後です！ |
| 会計ソフト教室 (全1回) | 11/12(月)…13:30～16:00 | 1,000円 | |

同時に申込みで
500円割引きになる
パックがあります！

申込セ
65万円控除

青年部に新規入部で
無料になります！

上記の会場は、全て(一社)品川青色申告会となります。

予定納税額の減額申請書(第2期分)

税務署から予定納税の通知があつた方で、今年の業況が極端に悪い、年の中途中で休業・廃業等の為、納付する所得税が大幅に減少すると見込まれる方等は、所定の手続きにより予定納税額が減額される場合があります。本年における予定納税額(第2期分)の減額申請は、11月15日(木)までとなります。

※この申請書には、マイナンバーの記載が不要です。詳細は品川青色申告会又は所轄税務署へお尋ね下さい。

11月15日(木)まで



- 持ち物
- 印鑑
- 税務署からの通知書
- 過年度の決算・申告書
- 平成30年1月～10月までの帳簿(集計が必要)

時間に余裕を持つてご来局を！
一回のサポートで終わらない場合がございますので期日と

● 代金……五千円
 ● 帳簿(集計が必要)
 ● 印刷内容……損益計算書・貸借対照表・総勘定元帳・仕訳帳
 ● 対応ソフト……
 ☆「ブルーエイト」☆「ブルーリーター」
 ☆『やよいの青色申告』以前の方
 (注)パソコン等によって、対応できない場合があります。ご了承下さい

こんな方に
お勧めです!!



12月の最後に支払う給与又は賃与の支給前において年末調整を行います。年末調整後は平成30年分の納付期限は、
平成31年1月21日(月)までです。
 ※サポートを受ける方は**1月10日(木)までにお願い致します。**

例年の通り、「年末調整出張サポート」を下記日程にて行う予定です。年末調整に関しては次月号に詳細を掲載する予定です。不明点等はお問い合わせ下さい。

**年末調整。
源泉税の納付はお早めに！**

| 開催日時 | 受付時間 | 会場 |
|---------------|----------------|--------------------------|
| 12月21日 (金) | 午後5時30分 ～7時 | 大井第三地域センター 西 大井 4-1-8 |

年末調整では、事業主、専従者、従業員のマイナンバーの記載が必要となります！

帳簿書類の保存方法は、原則として紙による保存が必要です。その為、パソコン会計ソフトを利用している方も、帳簿書類を印刷し、保存が必要となります。
 ※電子媒体による保存は、税務署への申請及び一定の要件の下で認められます。

「(社)品川青色申告会」では、ブルーリーター等の一部のパソコン会計について、帳簿等の印刷サービスを行っております。
 どうぞお気軽にご利用下さい。

(注)帳簿……
 ● 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳など

パソコンの操作に自信がない
 プリンターが自宅にない又は壊れて使えない
 時間がない又は面倒でやっている

青年部に入部すると特典がつく！

【特典1】複式簿記教室が受講料1,000円が何回でも無料！

【特典2】会計ソフト教室が受講料1,000円が何回でも無料！

【特典3】帳簿印刷サービスが5,000円からいつでも1,000円に！

特典1～3は既存の部員も対象となり、何回でも利用可能になりました。

【特典4】レンタル会計ソフトが半年間(4,200円)費用が無料！

※H30年分より初めて会計ソフト【ブルーエイト】を使用される新入部員に限ります。

【特典5】懇親会費が初回割引になります！

※H30年度に開催される青年部懇親会(総会を除く)に参加される新入部員に限ります。

※青年部は年会費(部費)が3千円掛かります

青年部は皆さんの記帳を応援しています！！



今後さらにパワーアップ予定！？

決算に向けて…(初めての決算・確定申告～基本編～)

Q、個人事業を開業したけど何をすればいいの…?

Q、用意するだけなの…?

簡易帳簿の記帳・決算の流れ一例

A、個人で事業や不動産の貸付を行い、収入を得る方は、原則として所得税の確定申告が必要です。所得税法においては、皆さんのが得た一年間の儲けを所得と呼びます。この所得を確定申告書と呼ばれる用紙を使い国に報告し、税金を納めるのが確定申告といイメージして下さい。

A、用意するだけです。
ただし、皆さんで集計するものがあります。

①事業や不動産貸付に
関係する取引の発生
★『関係する取引』の範囲に注意!

★『発生』した日付で記帳します。
現金や預金の増減があった日ばかりが発生ではありません!

Q、えつ!何を集計するの?
面倒だな…

②取引を証明する証票
(領収書など)を紛失しないように保存

★保存義務あり(最大で7年間)

③証票に基づいて各種
帳簿へ記帳

★『現金出納帳』『売掛帳』

『買掛帳』『経費帳』など、
取引の形態に応じて帳簿を用意します。

④月次及び年次集計

★年末、年末毎に売上や各種
経費の種類ごとに集計します。

⑤決算整理の記帳・集計

★一年間の日常取引が終了しない
と確定しない取引(減価償却、商品棚卸など)の記帳をします。
年次の集計表にも加減します。

年内に帳簿の健康診断を
受けましょう!(3面参照)



6面(裏面)も
ご覧ください!

とつても重要な
消費税のお話①

事業所得・不動産所得に関連する
土地等※を売却した方で消費税の
納税義務者の方へ

平成30年中に事業所得や不動産所得を得る為に
使用していた土地等を売却した方で、
左記の3条件に該当する方は、お問合せ下さい。

①平成30年中に土地等を売却した
②平成30年分について消費税の納税義務者
③消費税の計算方式が一般(原則)課税

このままでは土地等の売却により課税売
上割合が著しく減少し、納める消費税が
大幅に増加する可能性があります。



一定の適用条件がありますが、年内に
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用
承認申請書」を申請することで、救済され
る可能性があります!

該当する方や判断できない方等は、手続
の関係上、年内の早い時期に必ずお問い合わせ
下さい。

A、個人事業の収入以外にも
アルバイトの収入があるんだけど…

A、報告するのは、事業や不動産貸付の儲けだけではありません。お給料や年金を貰う方は、それらも含めて報告をします。

Q、具体的には、どうすればいいの?

A、まずは、必要な書類を集めます。

OK!頑張ります!

決算に当たっては、来月号に同封予定の 『平成30年分 決算に当たってのチェック・シート』を ぜひご活用下さい。



決算・申告の準備

また一步、年末に近づきました。記帳は順調に進んでいますか？スムーズな決算・申告を行う為に、今から少しずつ

準備をしましよう！初めて決算を行いう方や特殊事情がある方は、年内に事務局へご相談下さい。（年明けでは、キメ細やかなサポートが受けられませんよ！）

左記に当てはまる方は、
お時間を頂く場合がござります。
年内に事務局へご相談ください！

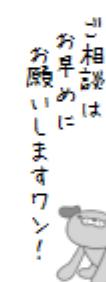
1. 資産の売買や修繕を行いましたか？

平成30年中に資産の売買や買換え、その他20万円を超える修繕等を行った方は、要注意です。
【売却時には譲渡所得の申告】
【新規購入や買換え時の、減価償

却費の計上】『20万円を超える修繕を行った際の考え方』といつた、通常時の決算・申告に比べると、難しい論点が出てきます。

2. 帳簿記入は順調ですか？

帳簿記入は順調ですか？帳簿記入を間違えて覚えている方は、意外と多いようです。特に、収益費用の認識時点です。期末時に入金されていない売上も、収入とし



3. その他特殊事情はありませんでしたか？

★計算方法の選択は定期的な必要があります。

「適用を開始しようとする年の前年末日までに選択の届出が必要です」

★「簡易課税」は、一度選択すると、その効力が毎年継続します。その為、適用をやめるには、「適用をやめようとする年の前年末日までに提出する必要があります」

★「簡易課税」の選択は、どちらの方法が有利かは、その方の状況で異なります。税額が変化します。

★消費税の確定申告が必要か不要かの判定等は、来月号に同封予定の『平成30年分・消費税の申告義務判定フローチャート』で確認下さい。

★選択したい又は【選択をやめたい】方は、平成30年中に届出が必要です！

→注意下さい！

消費税の申告が必要な方へ

保険業や不動産業の業種区分が改正されていますので、ご注意下さい。

※個人の方は、原則として平成28年分より業種区分の改正がされています。

平成30年に相続があったため、初めて申告が必要になった方等は、年内に届出をする事が可能となります。

★簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。

★消費税の納税義務者の方は、計算方法の見直しを定期的に行いましょう。

年末までにご来局を！



【Wi-Fi(ワイファイ)とは】

パソコンやスマホ、タブレット、などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術のことです。

【スマホでもパソコンでもネットにつながる】

Wi-Fi(無線LAN)でつないだ、みんなのスマートフォンやパソコンが、それぞれインターネットにつながります。

例えば、AさんのパソコンとBさんのスマートフォンで、モバイル回線を使用しなくても、同時にWebページや動画を見たり、メールをチェックしたりできます。

【スマホやタブレットが快適に使える】

動画視聴などのパケット量の多いコンテンツを、各キャリアで設定されているスマートフォンやタブレットの通信量制限を気にすることなく高画質で楽しめます。

10月12日(金)に日帰り会員バス旅行を行いました！

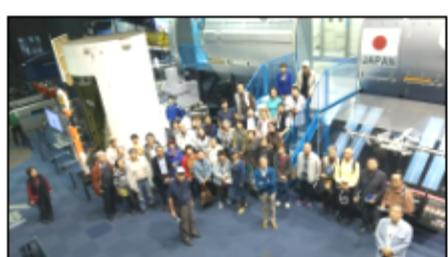
今回の行き先は、【JAXA筑波宇宙センター】でした。

ここでは実物大の人工衛星やロケットの模型、宇宙ステーションの実験棟等に関して説明を聞きながら見学することができました。少し難しい内容でしたが、普段触れられない世界を知る事ができました。

このような旅行等の企画も申告会の魅力だと思いますので、今後も

お知り合いの会員さんやご家族をお誘いあわせの上、ご参加ください。

ご参加いただいた皆様、ご協力いただいた委員や旅行会社の皆様、ありがとうございました。



Wi-Fi(無線LAN)が利用できます！



記帳を品川青色申告会で行いませんか？ 会議室を自習室として開放しております！

⇒ 分からないところは職員に直ぐ確認！

⇒ Wi-Fiが使えるので便利！

※ご利用可能日は、事前にお問合せ下さい。

『フェイスブック』

①フェイスブックで、(一社)品川青色申告会の様々な情報をゆる～く発信中です！！

②来局予報や記帳に関する事など、様々な情報を発信予定。

③パソコンや携帯電話等から

『品川青色申告会 フェイスブック』で検索を！

④閲覧だけなら登録は不要です。

見方がわからない方はお気軽に
お問い合わせ下さい!!



第2回 青色まつり 開幕！！

<青色まつり・11月22日(木)の行程表>

【第一部】青色会員研修会(無料)…16:00開催

【第二部】青色寄席(無料)…17:00開催

【第三部】青色懇親会(2千円)…18:00開催

品川青色
申告会は



青色会員研修会

消費税の改正迫る！
あなたは大丈夫？



青色寄席

白熱の
お笑いライブ！?



青色懇親会

青色仲間と
親睦を深めよう！



詳細は10面で
ご確認下さい

【相続税・勉強会】特集

相続に関して一緒に学びませんか？

青色セミナー

『税理士と弁護士』の強力タッグによる、
『コラボレーションセミナー』開催決定！

税理士と弁護士の異なる分野の専門家を同時に講師として迎え、ご講義を頂く「コラボレーションセミナー」を本年もコラボしちゃいます！

今年のテーマは…『相続セミナー～相続と贈与に関する講話～』とし、税務と法務の面から実例等を交えた、お話ををして頂く予定です。無料ですのでお気軽にご参加を！

【日 時】平成30年12月13日(木)

13時30分～16時30分

【会 場】(一社)品川青色申告会 会議室

【講 師】税理士、弁護士

【参加費】無料

【申込み】(一社)品川青色申告会へ

【共 催】東京商工会議所品川支部

※当会会員の皆様からアンケートを取った結果、相続・贈与に関して高い関心をお持ちのようです。そこで税務と法務の面から知っておくべき、相続などのお話をして頂き予定です！

(注)内容は現時点での予定です。状況により一部内容が変更される場合もございますのでご了承下さい。



青年部主催 勉強会

税務勉強会

「e-Tax(電子申告)の基本知識」「相続対策の失敗事例など」

日 時：平成30年11月28日(水)午後6時30分～

場 所：(一社)品川青色申告会 会議室

参加費：無料(青年部員以外の方もお申込みOK)

申込み：(一社)品川青色申告会にご連絡下さい。

【第一部：e-Tax(電子申告)の基本知識】

平成32年の「青色申告特別控除の改正」を控え、e-Taxでの確定申告が今後さらに普及すると予想されます！まずはe-Taxの基本をおさらいしましょう。

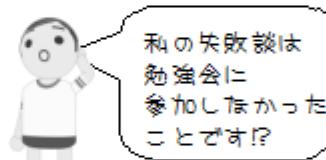
講 師：品川税務署 個人課税第1部門

記帳指導推進官 有泉 達也 氏

【第二部：相続税の基本】

青年部の部員でもある税理士「神野 吉弘」先生に相続のお話をして頂きます。有名なタワーマンション節税の失敗談や皆さんに影響する!?様々な対策の失敗談のお話をして頂く予定です。

講 師：当会青年部 委員 税理士 神野 吉弘 氏



ご存知ですか？

区民セミナー 死ぬまでにやるべき「墓じまい」

急増する「墓じまい」
新たな弔いの形！?

【日時】平成30年11月15日(木)

午後2時～4時

(税金クイズは午後1時45分から)

【会場】きゅりあん・6F大会議室

(品川区東大井5-18-1)

※一階の『小ホール・会議室等・会館受付入口』から入り、左方面にあるエレベーターは直通となります。
※大井町駅中央側(ヤマダ電機側)のエレベーターは7Fに上がり反対側エレベーターに乗換える必要があります。

【定員】90名 【料金】無料

※参加希望の方は、お気軽に会場へお越し下さい。

※定員になり次第、締切りとさせて頂きます。



11月15日(木)に大井町駅近くにある『きゅりあん・6F大会議室』にて
【区民セミナー】が開催されます。
アナタは今話題の墓じまいをご存知ですか？少子化や核家族化により、墓じまいの流れと方法「墓じまいとは」です。
今回の演題は【教えて「墓じまい」の方法】です。
墓じまいを考える方が増えているようですが、墓じまいを考えてるようでは、お墓や故人、家族を大切に思う人ほど、墓じまいを考えるようですが、墓じまいが、どのようなものなのかを説明頂く予定です。
また、改正税法のうち、配偶者特別控除や消費税についても説明が行われる予定です。
当日は税金クイズも開催予定です。
上位成績優秀者は記念品を贈呈！
無料ですので是非お立ち寄り下さい。
お待ちしております。

※回覧等で広く品川区民の方にお知らせしております。
★予約は行っておりませんので、当日会場にお越し頂いた順番でご案内させて頂きます。定員になり次第、締切とさせて頂きますので予めご了承下さい。

支部活動報告

消費税改正迫る!!

~軽減税率って?まずは基本を皆で学びましょう!~



秋の合同支部会
『勉強会 × 支部会 × 懇親会』

大崎・品川支部・合同企画のうち、第一部・税法勉強会は、支部会員以外も参加可能です。
【第一部・税法勉強会】
品川税務署の担当官を講師に迎え、皆さんに影響する、消費税・軽減税率を中心にお話をし、頂く予定です。

【アーマ②・確定申告に向けて】
事務局より確定申告に向けて、注意事項について簡単にお話を

【アーマ①・消費税・軽減税率】
『秋の合同支部会』が11月13日(火)午後4時より開催決定です。今回は三部構成となります。

第一部・税法勉強会

『秋の合同支部会』が11月13日(火)午後4時より開催決定です。今回は三部構成となります。

第一部・税法勉強会

【第二部・各支部会】
・支部収支報告
・新年会等の詳細決定
・今日は報告事項が中心の為、時間は掛からないはず...!?

【第三部・合同懇親会】
支部会終了後に懇親会を行います。会場は、歩いて行ける距離を予定。担当職員も同行しますので、お気軽に参加下さい。懇親会のみの参加も可です。

【アーマ③・確定申告に向けて】
事務局より確定申告に向けて、注意事項について簡単にお話を

する予定です。

※お申込みや詳細は、品川青色申告会事務局へ

大崎支部・品川支部【合同企画】

※詳細につきましては、今月号の会報に同封のチラシをご覧下さい。

大井第三支部の皆様へ



【会場】中華料理 昭楽
西大井2-14-33
【参加費】お一人様 2千円

【日時】12月3日(月) 18時

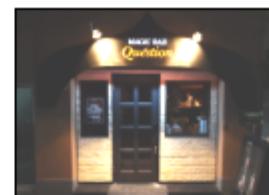
【会場】マジックバー クエッショングループ
(品川区大井1-43-1)
【日時】平成31年1月26日(土) 18時

【会場】マジックバー クエッションズ
(品川区大井1-43-1)
【日時】平成31年1月26日(土) 18時

皆様のご参加、お待ちしております。



大井第三支部の皆様へ



アレビでもお店が紹介されました! バーとマジックの珍しい組合せを是非お楽しみください!

大井第二支部では毎年恒例の新年会を開催予定です。募集期間に入りましたら地域の方はぜひご参加ください。

会報にチラシを同封致しますので、該当の知識の再確認作業を行う時期になりました。我々職員は、知識こそが会員の皆様へ提供する目玉商品の一つでありますので、常日頃からアーナを張り、最新の情報を取り入れる事が非常に大切です。要は、お店が新商品を入荷するイメージです。もちろん、既存の知識に関しても問題がないか、定期的に確認する必要があります。知識は生鮮食品と同じく、腐りやすくなったり粗悪なものを提供すれば、大きな問題に発展します。これって、お店における棚卸と同じだと思いませんか?

例えれば、飲食店における棚卸は、「毎日の仕入や商品提供、歩留まり率等の算定を主目的に行う為の棚卸」(季節商品の変動、適正仕入量の把握や経営分析等を主目的に行う月次の棚卸)「確定申告等を主目的とした年度末の棚卸」と言つた真正合に目的が分かれ、何に重きを置くかで商品を確認する必要があり、非常に時間が掛かる為棚卸が一番嫌いな方も多いのです? 私も知識の再確認をしていくと新たな発見があり、「面白い」と感じる事があります。会計学や税法って面白いのですよ! そして、棚卸は税金申告の為に嫌々行うだけのものでは決してありません。商売を行なう為の非常に重要な要素の一つなのです。棚卸を軽視して杜撰に行っていた方は、今一度見直してみて下さい。我々職員も知識の棚卸に関して肝に銘する事です。我々離せません。民法等の改正により「配偶者居住権の保護」「遺産分割や遺言制度の見直し」「相続人以外の者の貢献を考慮」など、皆さんにも影響を及ぼす改正が予定されています。まずは相続の基本から

よろず発信★
リターンズ

27回目



| 支部名 | 該当地域 |
|-----|----------------------|
| 品川 | 北品川・東品川・南品川 |
| 大崎 | 大崎・上大崎・東五反田・西五反田・西品川 |

学びませんか?(日程詳細は8面)
【事務局】津留

～11月22日(木)は～

『青色祭り』



<< 嘶家の紹介 >>

立川 志獅丸

(たてかわ ししまる)

1976年(昭和51年)

4月19日生まれ

東京都豊島区出身

[2002年5月]

立川志らくに入門

[2012年4月]

ニツ目に昇進「志獅丸」に改名

[2014年3月]

第13回さがみはら若手落語家

選手権 初出場 初優勝



事務局からお知らせ

①(一社)品川青色申告会の登録情報変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険に加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※お引っ越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動を希望の方はお申し付け下さい。

②税務署へ届出書の提出が必要となります。

※事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。

印鑑をお持ち下さい。

★9月(金)午後、
10日(火)午後、
11日(水)午前
22日(木)終日、
23日(火)午後、
24日(水)午前
25日(木)終日、
26日(火)午後、
27日(水)午前
28日(木)終日、
29日(金)終日、
30日(土)午前

★11月にに関して
★11月3日(土)は、お休みと
させて貢ります。
【この来局について】

4月～12月の受付時間

【会費の支払、書類の受取り等】 【記帳相談・各種手続き等】

午前… 9:00～12:00

午前… 9:00～11:00

午後… 13:00～17:00

午後… 13:00～16:00

第三部 青色懇親会

内会
容
費
用
【会場】品川青色申告会事務局 3F
【開催時間】17時開催予定

第二部 青色寄席

内会
容
費
用
【会場】品川税務署担当官殿
【開催時間】16時開催

第一部分 青色会員研修会

内会
容
費
用
【会場】品川青色申告会事務局 3F
【開催時間】16時開催第一部 青色会員研修会
【会場】品川税務署担当官殿
【開催時間】16時開催

第一部 青色会員研修会

★上記は全て予約制となります。

(一社)品川青色申告会へお申込み下さい。
TEL : 03-3474-7564

★懇親会に関しては、1会員につき2名まで(会員・親族・従業員が対象)のご参加とさせて頂きます。

★定員になり次第締め切りとさせて頂きます。

青色コーナー従事者募集!

『青色コーナーとは』…確定申告期に品川税務署にて、青色申告の特典や各種届出書の記載方法など会員以外の方へ説明をする場所です。

モチロン研修会も開催しますし、必ず税務署の職員と事務局職員が一緒に対応いたしますので、ご安心を。貴方もぜひ、青色コーナーで従事してみませんか!

無報酬ですが、自分自身の記帳方法も再点検できるチャンスかも!?また、確定申告時期の税務署の雰囲気を知ることで、納税意識を高めるとても貴重な体験になるはず!ご興味を持たれた方は、品川青色申告会へお気軽にお問合せ下さい!

H30
【写真】市川会長
青色コーナーにて

税務署職員と一緒に
事務局職員と一緒に
対応するので安心!
お気軽にお問合せを!